

令和6年6月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和6年6月19日～20日

場 所 第4委員会室

令和6年6月19日(水曜日)

説明のため出席した者

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第12号 宮崎県再造林推進条例

○議案第14号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
 - ・令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
 - ・令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- その他報告事項
- ・令和5年度大気、水質等の測定結果について
 - ・令和6年度海水浴場水質調査結果について
 - ・宮崎県産業廃棄物税条例の見直しについて
 - ・有害鳥獣捕獲強化総合対策事業について
 - ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制
区域の指定について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員	長	内田理佐
副委員	長	永山敏郎
委員		中野一則
委員		日高博之
委員		佐藤雅洋
委員		荒神稔
委員		工藤隆久
委員		脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

環境森林部

環境森林部長	長 倉 佐知子
環境森林部次長 (総括)	田 代 暢 明
環境森林部次長 (技術担当)	松 井 健太郎
環境森林課長	壺 岐 さおり
再造林推進室長	永 田 誠 朗
環境管理課長	落 合 克 紀
循環社会推進課長	長 友 和 也
自然環境課長	川 畑 昭 一
森林経営課長	松 永 雅 春
山村・木材振興課長	二 見 茂
みやざきスギ 活用推進室長	笹 山 寿 樹
工事検査監	宮 川 美 品
林業技術センター所長	池 田 孝 行
木材利用技術 センター所長	上 野 清 文

農政水産部

農政水産部長	殿 所 大 明
農政水産部次長 (総括)	川 畑 敏 彦
農政水産部次長 (技術担当)	柳 田 敬
畜産局長	河 野 明 彦
農村振興局長	戸 高 久 吉
水産局長	西 府 稔 也
農政企画課長	原 田 大 志
中山間農業振興室長	下 田 透
農業流通ブランド課長	押 川 裕 文
農業普及技術課長	戸 高 知 也
農産園芸課長	白 石 浩 司
畜産振興課長	鴨 田 和 広
家畜防疫対策課長	坂 元 和 樹

農村計画課長	城ヶ崎 浩一
農村整備課長	上村 一久
担い手農地対策課長	梶原 正太郎
水産政策課長	西田 貴亮
漁業管理課長	安田 広志
漁港漁場整備室長	那須 紘之
工事検査監	甲斐 岳彦
総合農業試験場長	松田 義信
畜産試験場長	水野 和幸
県立農業大学校長	馬場 勝
水産試験場長	大村 英二

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村 竜史
議事課主任主事	青野 奈月

○内田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時7分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 環境森林部でございます。

よろしくお願いたします。

説明に先立ちまして、先月行われました県内調査の諸塚村の現場におきましては、内田委員長をはじめ委員の皆様方に造林作業を体験していただき、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

実は私も先月、串間市の現場で体験したところでございますが、不安定な足場で硬い土や根っこに阻まれてくわがなかなか入らなかったりと、作業の大変さを実感したところでございます。

今後、さらなる再造林対策の強化を図ってまいりますので、引き続き委員の皆様方の御意見、御指導をよろしくお願いたします。

それでは、座って説明いたします。

資料2ページの目次を御覧ください。

本日御審議いただきます議案は、予算議案が2件、特別議案が1件であります。

まず、1の予算議案について、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」は、地球温暖化を防止するための対策に要する経費について、国庫補助決定に伴い補正を行うもので、議案第14号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」は、硫黄山水質改善施設の機能回復と火山噴出物流入防止対策等を行う経費について補正を行うものであります。

次に、2の特別議案について、議案第12号は、再造林の推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者等の役割を明らかにすること等により、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的として、宮崎県再造林推進条例を制定するものであります。

そのほか、3の報告事項では、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について、4のその他

報告事項では、令和5年度大気、水質等の測定結果についてなど5項目について報告をいたします。

3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号及び議案第14号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正では、表の2行目、一般会計の行を横に見ていただいて、補正額の欄にありますとおり、議案第1号の7,661万2,000円と議案第14号の6,645万2,000円の増額をお願いしております、この結果、一般会計の補正後の額は211億2,467万7,000円となります。また、表の1行目、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は223億8,012万2,000円となります。

議案等の詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

○内田委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○吉崎環境森林課長 環境森林課の一般会計補正予算について御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

一般会計の補正額ですが、左から3列目の補正額の欄、上から2行目に記載のとおり7,661万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額の欄に記載のとおり29億9,252万1,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明します。資料5ページを御覧ください。

表の説明及び事業名の欄を御覧ください。今回は、記載の2事業が国庫補助決定に伴う増額補正となります。

まず、1、「県有施設脱炭素関連設備導入事業」ですが、これは、県有施設に太陽光発電設備や蓄電池、LED照明を導入するもので、3,540万円の増額となります。

次に、2、「ひなたゼロカーボン加速化事業」ですが、これは、個人や事業者に対し太陽光発電設備や省エネ設備を導入する費用を補助するもので、4,121万2,000円の増額となります。

○落合環境管理課長 環境管理課の補正予算について御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

補正額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますように、一般会計で6,645万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額にありますように、4億9,681万2,000円となります。

次の7ページへお進みください。左から3列目の(事項)水質保全費6,645万2,000円の増額であります。事業内容につきまして、8ページを御覧ください。

改善事業「硫黄山河川白濁対策推進事業」で、補正額は6,645万2,000円、補正後の額は8,557万3,000円であります。

なお、下線部が今回の補正に関する部分であります。

事業の目的は、硫黄山の火山活動に伴う火山噴出物の流出や河川の水質悪化に対して、えびの高原に整備した水質改善施設の機能を回復させるとともに、施設を効果的に管理・運用することにより、水質改善機能の維持・発揮を図るものであります。

9ページへお進みください。

現状と課題としまして、硫黄山の火山活動の影響により、火山噴出物が水質改善施設内に流

入・堆積し、施設の中和処理機能が十分に発揮できない状況にあります。4月には、堆積物のしゅんせつ等を行う応急対策工事を実施しましたが、その後、再度火山噴出物が流入しました。これにより河川の水質が悪化した状況が続き、下流の一部の地域では、今年の水稲作付を断念する結果となり、施設の機能回復及び河川白濁時の機能維持が急務となっております。

このため、事業内容及び効果の欄、左の枠にありますように、火山噴出物等のしゅんせつ・処分を的確に行うことにより、施設の中和処理機能及び火山噴出物の貯留機能を回復させることとしております。

また、右の枠、施設の管理・運用としまして、石灰石投入量の増強などによる中和処理機能の適正化や施設への火山噴出物の流入抑制に向けた管理手法の見直しを行うことにより、河川水の白濁等に対する運用改善に取り組んでまいります。

8ページにお戻りください。

事業の概要に記載しております(1)事業内容については、先ほど説明させていただいたとおりであります。

(2)事業の仕組みとしましては、県から土木業者や、これまで施設の設計や維持管理をお願いしている国土防災技術株式会社等に委託や工事請負することによって進めることとしております。

○**吉岐環境森林課長** 資料10ページを御覧ください。

議案第12号「宮崎県再造林推進条例」について御説明いたします。

まず、1、制定の趣旨についてであります。

当部におきましては、グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一を目標に掲げ、

再造林対策をさらに加速化させているところで

す。
本条例は、再造林の推進が、「資源の循環利用に加え、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であり、県民一丸となって取り組む必要がある」といった理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることで、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的として制定するものであります。

次に、2、条例の概要ですが、これは後ほど御説明させていただきます。

3、施行期日につきましては、公布の日としております。

11ページを御覧ください。

4、その他(1)これまでの取組について、こちらは前回の委員会でも御説明しておりますが、当委員会での報告を含め、記載のような経過を経てきているところであります。

(2)パブリックコメントの結果であります。

パブリックコメントについては、昨年度になりますが、1～2月にかけて実施をしまして、9名の方から28件の御意見をいただきました。

主な意見としまして、森林所有者の役割について、再造林すべき義務を一義的に負うのは森林所有者であることをもっと強調してよいのではないかと。また、県が講ずる施策について、各文末が「努めるものとする」になっているが、県が行う施策については、「努める」ではなく「するものとする」など、もう少し強い意思が感じられる表現にしてほしいなどの御意見があったところであり、ホームページで県の考え方を回答させていただいております。

12ページを御覧ください。

条例の概要を御説明します。

一番左に宮崎県再造林推進条例とありまして、その右側に白抜き文字で、目的、基本理念、基本施策、各主体の責務・役割と記載しておりますが、大きくはこの4つで構成しております。

目的につきましては、先ほども申し上げましたとおり、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することです。

基本理念につきましては、再造林の推進に関わる全ての主体が共有するものとして、再造林の理解促進、持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進、県産材需要の拡大、担い手の処遇と労働環境の向上、関係者の適切な役割分担と相互の連携の4つの項目を定めております。

また、この基本理念に対応する形で県の基本施策を定めており、再造林の推進に向けた機運の醸成、効率化の推進、県産材需要の拡大、担い手・事業者の確保、地域体制の整備の5つの項目ごとに、県が施策を講じる必要のある内容について記載しております。

各主体の責務・役割につきましては、県の責務及び市町村や森林所有者、森林組合、事業者、県民のそれぞれの役割について定め、行政や林業関係団体等が再造林の推進に関し、連携・協力することを規定するものであります。

条例の本文につきましては、議案書としても配付されておりますが、参考として資料の最後に掲載をしております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんでしょうか。

○中野委員 議案第14号について、この事業の大きな内容はしゅんせつ・処分、それと搬出管理ですけれども、この議案が承認されたら、すぐにしゅんせつを開始してほしいと思います。

○落合環境管理課長 この議案が承認されましたら、早速始めさせていただきたいと思います。

○荒神委員 宮崎県再造林推進条例について、グリーン成長プロジェクトを立ち上げたときに、条例を制定してから動くのが理想かなと思うんですけれども、これが前後したのはなぜでしょうか。

○吉崎環境森林課長 議員のおっしゃるところもよく理解できるところです。条例につきましては、再造林推進プロジェクトを進めるに当たりまして、再造林率日本一を目標に、いろいろな当事者の役割だったりとか、県としての姿勢を示して、再造林を進めていくためのよりどころとするための条例を制定するというところで、プロジェクトの推進に合わせて制定するような形にしたところです。

○荒神委員 おっしゃることは分かるんですけれども、やはり日本一を掲げるというのであれば、周囲の地固めをし、また、いろんな意見があってスタートするもののような気がするんですが、制定が後になった経緯——何か理由があって条例をつくらなければならなくなったとか、そういったものがありましたら教えてください。

○吉崎環境森林課長 宮崎県再造林推進条例については、これまでなかなか、切っけはいるけれども再造林が進んでいないという現状がある中で、そこを何とかするためにグリーン成長プロジェクトを立ち上げたところです。再造林をしっかりと進めていくんだという県の姿勢を示す形で、同時並行的につくらせていただいたところです。特に何か経緯があってというよりは、県の姿勢をきちんと示して、関係者の皆さん、県民の皆さんに再造林の大切さをよく理解していただくため、条例をつくった上でいろんな機運の醸成、PR、あとは体制の整備とかも同時に進めていくような形で考えているところです。

○荒神委員 今おっしゃる内容も分かるんですけども、やはり日本一を掲げるプロジェクトを立ち上げるんだったら、条例をつくって、いろんな審議会もあったわけですから、その辺の意見を集約されてから進めるのが理想かなと思いました。

○日高委員 日本一挑戦プロジェクトにて再造林率日本一を目指すために、この条例を制定するというので、森林環境譲与税とかを原資としながら事業をやっていく形になると思うんですけども、全国的に見ると、この税は増税だと言われています。宮崎県は日本一挑戦プロジェクトとあって再造林率日本一を掲げているけれども、そのことは、宮崎県外には一切出ていないですね。

これから二酸化炭素を抑制していくため、いわゆるJ-クレジットとかにも取り組んでいくわけであって、その辺の発信というのは、県内にとどまったらおかしいのではないのでしょうか。これまでの一般質問からずっと聞いているんですけども、全くその辺が見えないんですが、どのように考えていますか。

○吉崎環境森林課長 委員のおっしゃるとおり、PRというのはすごく大事だと思っています。もちろん県内向けに、皆さんに理解してもらおうということも非常に大事だと思っているんですけども、こういうふうに宮崎県として取り組んでいくんだということを外向けにも発信していくため、広報の仕方とか、周知の仕方とか、工夫させていただければと思います。

○日高委員 発信力がないと絵に描いた餅になるんですね。ただこれを掲げましたと、一生懸命やっているんだと。ほかとの比較とかが全然ないままに、頑張っていると言うけれども、ほかのところも一生懸命やっているわけです。

宮崎県だけがこの再造林を一生懸命やっているわけではないですので、その辺りをしっかりとやってもらいたいと思います。

また、再造林というのは、将来的にずっとやっていけばいいんですか。宮崎県は、とにかく切ったら植えるだけをやっていけばいいのかなというふうにはしか見えませんが、将来、自然林に戻すとか、環境を重視するとか、生物の生態系をどうするとか、そういうビジョンが見えません。

○吉崎環境森林課長 今回の条例をつくるに当たりまして、前文のところで、こちら側の姿勢を記載させていただいております。再造林を進めていくときに、経済も回していかないといけないので、採算性の高い、きちんと再造林をやっていけるようなところから、まずはきちんと取り組んでいくということです。

どうしても切るのもなかなかままならないというような場所だったりとか、そういったところは針葉樹林と広葉樹林の針広混交林にしていくとか、あと天然更新をしていくとか、そういうところも含めて、適地に適木を植えていくところを条例に書き込ませていただきましたので、そういった姿勢をきちんと持ちながら進めていきたいと思っています。

○松井環境森林部次長(技術担当) 少し補足させていただきます。

まず、宣伝についてですけども、日高委員がおっしゃるとおり、まだまだ足りないと思っておりますが、業界紙を中心に全国的に宣伝されている部分はありまして、単独の都道府県がやる取組としては、非常に過去に例を見ない規模の取組であるというような宣伝のされ方を複数の業界紙よりいただいております。それを見たほかの県の林業団体だとか、行政のほうから問合

せをいただいているという形の反応はあるという状況です。

ただ、目標はあくまでも再造林率日本一という、どちらかというともニアックな目標でございまして、まだ一般の方の認知度というものは低いと思いますので、そこは一般紙でもどんどん取り上げていただけるように、もっと宣伝しなければいけないなと思っております。

将来の森づくりに関しては、再造林率日本一という目標は当然達成しなければいけないんですけれども、本当に目指すべき姿というのは、林業がしっかり循環して継続していける姿をつくるということだと思っております。今切られている人工林というのは、ほとんどが林業に適した場所です。そのため、基本的にはやはり切ったら植えなければいけないという姿勢はあるんですけれども、それだけじゃなくて、生物多様性や山地災害の防止といった機能というのも森林は持っています。

切るべきところは切って植え、生物多様性を高度に発揮させなければいけないところは、広葉樹を入れたりだとか、そういった施業を進めていくという姿を長期計画などで描きながら、再造林のプロジェクトの中で進めていくことが重要だと考えています。

○日高委員 PR部分について、都会の方では森林環境税のことを政府が増税しているという声もあり、驚いています。都会にもしっかりと還元しているのに、何を言っているんだと。環境という一つの形として還元している、それを一般の人たちが全く分かっていないので、その辺をもっとPRをしてほしいなと思っております。

また、将来の森づくりについて、人工林のところは道路が通っているので植えられるけれども、ほかの部分のほうが相当面積は広いわけで

あって、そこら辺を今後どうしていくのかというのが大きな課題だと思います。山地災害とか、生物の生態、自然というのをしっかり残していくとか、そういった中で、提案なんですけれども、一番分かっているのは各地域の森林組合だと思います。この森林組合にいろんな事業を委託して、地域の実情に合った形でどんどん事業をさせていき、それを県がしっかりと聞きつつ、監視しながらやっていく形を取り、どんどん山を活性化させたほうがいいのではないかと思います。

○永田再造林推進室長 グリーン成長プロジェクトの中で、現在、各地域にネットワークというものを設立するようにしております。森林組合を中心に各造林事業体であったり、生産事業体であったり、行政も入った形でネットワークを設立しまして、その中でいろんな協議をし、連携して再造林に取り組んだり、また、今年から取り組む新規事業なども、その中でやっていけるような仕組みをつくらうとしております。その地域のネットワークができれば、委員がおっしゃったように森林組合にもそういった役割とかが増えるかもしれないんですけれども、そういった方を中心にネットワークで動かしていきたいと考えております。

○日高委員 山のことは地元が一番分かっているわけですから、ぜひお願いします。

○佐藤委員 資料12ページに再造林の推進に向けた機運の醸成とありますけれども、ここをもう少し分かりやすく説明いただくことはできますか。

○永田再造林推進室長 機運の醸成につきましては、県民の皆さんに理解していただくという部分で、今事業の中でプロモーションというものを考えておりまして、テレビのCMであった

り、広告であったり、そういったものを作成することとしております。そのCMの中には業界の方々の意見も当然聞かないといけないということで、それぞれの素材生産事業者とか森林組合の皆さんにも意見を聞きながら、みんなが納得するような形での再生林の推進のPR、そういったことを考えているところでございます。

○佐藤委員 資料11ページのパブリックコメントの結果というところで、「再生林すべき義務を一義的に負うのは森林所有者であることをもっと強調してよいのではないか」とありますけれども、山主はもういっぱいいなんですよね。山主に責任を負わせるとかいうことよりも、山を切ることによって利益を上げている事業者もしくはその売買をする方々、その方々に責任を持たせるべきであって、ここはちょっとおかしいなと思いました。これは意見でしょうけれども、山主をしっかり助けてやらないと、山をしっかり守ってきた人たちですから、その方々が、また再生林しようというような意欲になるようにしてあげないといけないと思います。

資料12ページの全体図の真ん中の「効率化の推進」というところで、「林業採算性が高い森林を優先的に再生林する区域の設定」とありますけれども、採算性が高い森林——高千穂町辺りでも町の中心部から見えるような山が、そのまま天然更新されているということが起きています。事業者が伐採届出等も出しているんですけども、それが天然更新のまま受理されていたりして、採算性のある山が天然更新されているような状況が明らかにあり、問題だと思います。それについてはいかがでしょうか。

○永田再生林推進室長 今委員がおっしゃったように、採算性が高いのに天然更新がされているところを再生林するという意識を森林所有者

の皆さんにも持ってもらうため、森林組合などの事業者の皆さんに呼びかけていただく、そういったことをやっていきたいと考えております。

○佐藤委員 そこが非常に重要だと思います。山を売ろう、山を切ろうという、それぞれの主体がしっかり連携を取ることによって再生林は行われます。山主、そして切る人、それで終わりになってしまっているの、その後には必ず植えてもらうため、経済的にも採算性の取れる場所であることをしっかり周知すべきだと思います。かなり広い面積でそのようなことが起きています。あの辺りに植えなかったら、採算の取れる山というのはなかなかないですよというような場所ですよ。そういうところが結構ありますので、そのあたりをしっかりと確認して進めてください。

次に、この再生林を進める中で一番問題なのは、境が分からない地域がいまだにあることだと思います。日之影町は国土調査が全て終わっていますが、高千穂町、五ヶ瀬町辺りはまだまだ境が分かりません。自分の山がどこなのか分からない、また、年配の方しか分からず、息子や孫は全く分からないというような状況をそのままにしていたら、山への関心なんかなくなってしまいます。だから、再生林を進める中で一番大事なのは、自分の土地、自分の山と他人の山との境をはっきりさせることだと思います。こういうことがこの中には全くないので、そこあたりもやっていく必要があるかと思っておりますが、どうでしょうか。

○松永森林経営課長 委員のおっしゃいますとおり、境界がはっきりしないと、その後の森林整備に支障が出ると認識しております。このため、県で地籍調査はもちろん推進していくわけですが、地籍調査でできない分につきま

しては、森林組合が森林所有者を探して、それから土地の境界案を作成して、その境界立会いをするといった森林境界明確化事業というのに取り組んでおります。これは平成21年から取り組んでおまして、これまでに2万3,000ヘクタールぐらい実施しております。地籍調査を実施していないところが3割ぐらいあるんですけども、その3割の区域のうち2割程度は、森林境界明確化事業で境界の明確化を進めております。

今後このような取組を進めていきますとともに、現在、市町村がレーザー計測等を実施しております。そのレーザー計測等によって詳細な地形図を打ち出すことができ、例えば、昔田んぼであったところとか、畑であったところが正確に分かりますので、そのような図面も活用しながら、また、市町村のほうで森林境界の明確化を進めてくれるような取組もありますので、そのような取組をどんどん促進して明確化を図ってまいりたいと考えております。

○佐藤委員 やはり自分の山がどこまでなのかというのが分からなければ、自分の山の成長の楽しみにもならないし、自分のところの山が伐期が来ているという把握もできないわけですから、そこをしっかりとやる必要が、まず一番にあると思います。

それから、先ほど日高委員も言いましたけれども、中山間地域の山を守るためには、森林組合をしっかりと育てていく、支援していくしかないと思います。どれだけ林業事業者が山に入ったとしても、商売ですので、そこを超えたところは森林組合が持っていますから、森林組合との連携をしっかりと取ってやっていかなければなりません。今後の山の管理、いわゆる再生林も含めて、そのあたりの組織内の職員への支援と

か、体制の支援を、大きな意味でさらに力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○工藤委員 森林環境税について、宮崎県独自のものと今回国から徴収されるもので二重負担になっているのではないかという意見を県民からいただいています。宮崎県は山づくりに使っていますよというアピールをしっかりと行っていただければなと思います。

佐藤委員の発言に関連しまして、所有者に負担を強いるというのは、やはり間違いかなと改めて思います。

50年経過後の利益が年換算で2～3万円しかないのに、しっかり把握して頑張れよと言われるのは——ましてや、それが宮崎県に住んでいる方だったら分かりますが、他県に住んでいる方が多い中で、そういうふうに所有者に負担を強いるのは少し間違いかなというふうに思います。

山の所有に関して、登記簿上は県内に残っていると思いますが、相続を受けた方が意外に県外にいらっしゃいますので、そういう方たちにもしっかりと発信していくことが大事じゃないかなと思います。

また、法律も変わって、国庫帰属や相続放棄もできるようになったので、そういう取組とかを含めて、県外の実質的な所有者に対する取組についてお伺いしたいと思います。

○松井環境森林部次長（技術担当） 実際に再生林をしっかりと行って、もうかる林業経営をするという中で、地籍調査ですとか、境界の話というのは本当に重要な話だと思います。宮崎県以外の所有者もたくさんいる中で、当然宮崎県としてやるべきことはしっかりとやっていく必要があるわけですが、やはり県の取組だけ

ではどうしても制度的な部分というのは、手を入れるのが非常に難しいところがありますので、県の範疇を超える部分については、国に対してしっかり要望していくということが大事だと考えています。

先般も環境森林部長が法務省と林野庁に対して、森林の集約化や土地の境界の明確化に関する要望をしっかりと行ってきたところですが、当然国のほうも、これが今後の重要な課題になるという認識はありますので、今後検討を進めていくという姿勢を示しています。そういった検討を進める中で、宮崎県の実情を正しく伝えて、宮崎県の問題が解決するような制度をしっかりと検討してもらおうということが必要なのかなと思っているところでございます。

工藤委員 所有者が分からないと土地売買もできませんし、再造林もできないと思います。登記については、明治時代とかの登記がそのまま残っていたりもして、相続人を探そうと思うと100人単位にもなってくるので、諦めるしかないということが、山では結構多いと思います。国とも連携してしっかり進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○内田委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉岐環境森林課長 資料13ページを御覧ください。令和5年度に議会において承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので御報告いたします。

まず、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

事業ごとの繰越額は、13～16ページに記載しておりますが、最後の16ページのほうを御覧ください。

表の一番下の欄にありますとおり、環境森林部全体で27事業あり、繰越額は111億415万1,744円となっております。

繰越しの主な理由としましては、工法の検討に日時を要したのものや、国の補正予算の関係で工期が不足したこと等によるものであります。

17ページを御覧ください。

次に、令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。表の一番下の欄にありますとおり、環境森林部全体で8事業あり、繰越額は28億9,390万3,235円となっております。

繰越理由につきましては、表の一番右側の説明の欄に記載しておりますが、入札不調により契約締結に日時を要し、工期が不足すること等によるものであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○落合環境管理課長 常任委員会資料18ページを御覧ください。

令和5年度大気、水質等の測定結果について御説明いたします。

1、目的は、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づき、大気や水質などの汚染状況の監視を行うものであります。

2、測定結果の総括であります。本県の大気、水質、ダイオキシン類の測定結果は、一部

の項目で環境基準を超えた地点がありましたが、おおむね良好な状況でした。

次の19ページを御覧ください。

大気、水質、ダイオキシン類の順に詳しく御説明いたします。

まず、3、大気の測定結果についてであります。

(1) 大気汚染常時監視では、環境基準が定められている右の表1の二酸化硫黄以下6項目について測定を実施いたしました。

その結果、二酸化硫黄では、都城高専測定局など4局で環境基準を未達成、二酸化窒素は全ての測定局で基準を達成、光化学オキシダントは全ての測定局で基準を未達成、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素につきましては、全ての測定局で基準を達成しておりました。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査では、ベンゼンなど4項目について、県内4地点で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

(3) 今後の取組としまして、良好な大気の状態を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続し、また、光化学オキシダントについては、大陸からの越境汚染も考えられますので、国に対して国際的な取組の継続を要望してまいります。

20ページを御覧ください。

4、水質の測定結果についてであります。右の表2を御覧ください。公共用水域では、生活環境項目のBODが79水域・河川全てで環境基準を達成、CODは10水域・海域全てで基準を達成。健康項目を測定している83地点中、ヒ素が高千穂町の東岸寺用水取水点と岩川用水取水点の2地点で基準を未達成、ヒ素を除く26項目については、全ての地点で基準を達成しておりました。

21ページを御覧ください。

(2) 地下水では、環境基準が定められているヒ素等について、概況調査を実施するとともに、過去に基準を超過した井戸水について、継続監視調査を実施しました。

右の表3を御覧ください。

概況調査では、77地点中、串間市の1地点で環境基準を未達成、継続監視調査では、43地点中11地点でヒ素や揮発性有機化合物などが基準を未達成でした。

(3) 今後の取組としまして、良好な水環境を維持するために、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、生活排水対策を継続して実施してまいります。

22ページを御覧ください。

5、ダイオキシン類の測定結果についてであります。右の表4を御覧ください。

行政が実施する常時監視では、大気、水質等全ての地点で環境基準を達成、設置者が自ら実施する廃棄物焼却炉等の排出ガスの発生源自主検査は、大気の62施設、水質の7事業場、全てで排出基準以下、また、行政が実施する発生源立入検査では、大気の9施設中2施設が排出基準を超過しておりました。

県では、この排出基準を超過した施設に対して改善を指導し、改善を確認しております。

(4) 今後の取組としまして、良好な環境を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続して実施してまいります。

大気、水質等の測定結果につきましては、以上であります。

23ページを御覧ください。

続けて、令和6年度海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

1、目的は、海水浴場の水質等の現状を把握し、その結果を公表して県民等の利用に資することにあります。

右の図を御覧ください。北は、延岡市の1、下阿蘇海水浴場から南の串間市、15、高松海水浴場までの15か所の海水浴場について、2、調査期間にありますように、令和6年4月16日から5月17日までで調査を実施しました。

3、調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度の4項目であります。

4、調査結果は、表にあります判定基準に当てはめて、15か所全ての海水浴場の水質が適と判定されました。

○長友循環社会推進課長 資料24ページを御覧ください。

宮崎県産業廃棄物税条例の見直しについて御説明いたします。

まず、1の税の目的と課税継続の検討についてであります。循環型社会の形成に向け、九州各県で共同して産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正処理の推進を図る施策の費用に充てるため、平成17年4月から産業廃棄物税条例を施行しているところでございます。

これまで、5年ごとに産業廃棄物の排出抑制の効果を検証する見直しを行ってまいりましたが、今年度、前回の見直しから5年になりますことから、同様の見直しを行うものであります。

次の25ページを御覧ください。

参考としまして、産業廃棄物税の概要を記載しております。この税は、産業廃棄物の焼却処理及び最終処分に対して課税することで、排出抑制やリサイクルへ誘導するもので、納税義務者は排出事業者であります。焼却処理を行う中間処理業者と最終処分業者が特別徴収義務者となり、焼却処理において1トン当たり800円を、

最終処分において1トン当たり1,000円をそれぞれ徴収し、納付していただく仕組みとなっております。

前の24ページにお戻りください。

今後のスケジュールを2に記載しております。今月6月から効果等の検証など検討作業を進め、11月の常任委員会で検討結果の報告をさせていただきます予定としております。

○川畑自然環境課長 常任委員会資料26ページをお願いいたします。

「有害鳥獣捕獲強化総合対策事業」について御説明いたします。

この報告事項は、4月の常任委員会におきまして、当該事業の助成金が捕獲した方へ適正に支払われているか調査・報告するよう依頼を受けたものでございます。

まずは、有害捕獲について説明いたします。

有害鳥獣捕獲のフローにありますように、有害鳥獣により農林水産物等に被害のあった農家・林家から相談、報告を受けた有害鳥獣捕獲員が市町村に捕獲許可申請を行い、許可を受けて捕獲を実施するものです。

なお、有害鳥獣捕獲班は、各市町村に設置された有害鳥獣対策協議会によって編成されております。

次に、「有害鳥獣捕獲促進事業」についてです。

この事業は、市町村が鹿、イノシシの捕獲を実施する有害鳥獣捕獲対策協議会等へ助成を行う場合に、県が鹿8,000円、イノシシ8,000円の2分の1を上限に市町村へ助成しております。

27ページをお願いいたします。

今回、この事業の補助金の支払い状況について、昨年度事業を実施しました15市町村に確認を行いました。助成金のフローにありますように、助成金は県から市町村、市町村から有害鳥

獣対策協議会へ、そして、この協議会から捕獲班長等を通じて、捕獲班員へ支払われております。

確認した結果、(ア) 補助金交付要綱に規定しているところにつきましては、有害鳥獣捕獲対策協議会に対して、全市町村で、県補助金に市町村負担金を加えた額が支給されておりました。

(イ) 市町村の有害対策協議会から班員につきましては、12市町村で班員まで全額を配分、2市で事務費等を班長等が徴収した上で支払い、1町で猟友会に一定額を寄附した上で支払っておりました。

有害鳥獣捕獲強化対策事業については以上でございます。

次に、28ページをお開きください。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について御説明いたします。

この法律は、(通称) 盛土規制法と呼んでおり、令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨による盛土の崩落で大規模な土石流災害が発生し、甚大な被害が発生したことを踏まえ、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律として、令和5年5月に施行されたものです。

今回御報告する内容は、県土整備部をはじめ環境森林部、農政水産部の公共3部で進めております、令和7年5月に指定予定の規制区域案と今後のスケジュールについて説明いたします。

まず初めに、盛土規制法の概要ですが、1点目は、後ほど説明いたしますが、盛土等の崩壊等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域と指定します。

2点目は、安全な盛土の造成であり、規制区域内では、一定規模以上の新たな盛土等は、知事の許可を受ける必要があります。

3点目は、土地所有者等に盛土等を安全に保つ義務があり、4点目は、無許可行為には、実効性ある罰則が設けられております。

右の図にありますように、規制区域は赤枠で囲んでおります、市街地や集落、その周辺などの宅地造成等工事規制区域と、青の点線で囲んでいる、市町村や集落などから離れた森林や農地などの盛土が崩壊すれば人家等に被害を及ぼすエリア、特定盛土等規制区域の2種類となります。

29ページをお開きください。

県で作成しました規制区域案となっております。

左側の図は、中核都市である宮崎市が指定する区域を除いた県全域を示したもので、薄いピンク色の区域が宅地造成等工事規制区域、緑色の区域が特定盛土等規制区域を示しております。

国が示す要領等に基づきまして、県の面積の99.9%を指定することとしております。人家や道路等の公共施設など、保全施設のない離島を除きまして、ほぼ全域を規制区域としておりますが、これは指定しない区域に危険な盛土等が集中する懸念があること、先行して規制をしている他県におきましても、全域を指定しているためであります。

次に30ページをお開きください。

規制の対象となる盛土等の規模は、要件の欄にある盛土や切土の高さなどを超えるものが規制対象の規模となります。また、ページ下に記載しておりますとおり、公共工事、これに付随した現場付近での一時的な土石の堆積、砂利採取法、廃棄物処理法など関係法令の許可に基づき実施する事業活動、通常の営農行為などは、盛土規制法の許可は不要となっております。

次に31ページをお開きください。

左が許可申請から工事完了までの流れで、許可を受けた後は、工事着手後、規模に応じまして定期報告の実施や中間検査を受け、工事完了後に完成検査を受ける必要があります。

右側は、許可に必要な安全基準で、上段の盛土・切土では、擁壁の設置や盛土内の排水施設の設置、盛土の締固めなどが、下段の土砂の一時的な仮置きでは、柵の設置や空地の確保等が必要となります。

次に32ページをお開きください。

規制区域指定までのスケジュールについてでございます。

この後7～8月にかけて、規制区域の案に関する関係市町村への意見聴取やパブリックコメント、10月にはこれらの結果の公表、12月には規制区域最終案の公表、指定開始日の告示を予定しております。

来年5月の規制区域の指定、運用開始を予定しており、事業者を含む県民の皆様への制度の周知・啓発につきましても強化したいと考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 資料27ページの有害鳥獣捕獲強化総合対策事業の補助金の支払い状況について、一番下の確認結果のところの(イ)の2つ目と3つ目の市町名を教えてください。それと、該当していないところの市町村名を教えてください。

○川畑自然環境課長 2つ目に該当の市町村は、えびの市と小林市になります。それから3つ目に該当の1町につきましては、国富町になります。そのほかの市町村につきましては、延岡市、美郷町、諸塚村、椎葉村、西都市、都農町、木城町、日向市、川南町、綾町、高原町、都城市

となります。

○中野委員 小林市とえびの市について、班員には幾ら補助金が支払われているのでしょうか。

○川畑自然環境課長 えびの市につきましては、1頭当たり10%ほど班長が徴収していると聞いております。小林市につきましては、把握しておりません。

○荒神委員 有害鳥獣の問題は一般質問でも取り上げましたけれども、やはりこれは中山間地域での荒廃地・遊休地が広がるにつれて増えてくると思います。駆除する狩猟者について、以前の説明では、ピークするとき1万6,000人いらっしゃったのが、半分以下となっているとのことでしたが、これをどうするか、今こういった捕獲に関するいろんな補助金はあるんでしょうけれども、農業での担い手もそうですが、これを確保することがまず一番かなと思います。みやざき林業大学校ではわなにに関する研修があるとのことでしたが、やはりそういう狩猟者、また農業関係の学校といった、若い人たちにつながるような施策を考えなければ、今後はどうかなと思うんですが、その辺の取組というのは具体的に考えていらっしゃるのかを教えてください。

○川畑自然環境課長 捕獲をやっていくために狩猟者の確保が大変重要という認識はしております。委員の御指摘のとおり、ピーク時は1万6,000人ほどいましたけれども、今は5,000人程度で横ばいに推移しているところでございます。

以前は、狩猟といいますと、鳥を撃つたりとかそういった趣味のところもありましたけれども、現在は、有害捕獲ということで重要な役割を担っていると考えております。狩猟者を確保するため、様々な取組を今やっているところで

ございまして、若い方それから新しい方に参加してもらうことが非常に重要と考えております。

昨年度からイベントを開催しております。昨年の事例でいきますと、農業大学校でイベントを開催しまして、そういう若い方にも興味を持ってもらえるような相談会を実施したところでございます。

引き続き、そのような取組を行いまして、若い方、新しい方の参入を図っていきたくて考えております。

○荒神委員 イベントも大事なんですけども、若い人たちがそういった狩猟等に興味を向くような社会状況でもないので、もっと踏み込んだ取組をしていかないと——先ほどの中山間地域の事情や、また再造林の問題といったいろいろなものを鑑みたときに、イベントだけでよいのかなと思うものですから、その辺の取組をよろしくお願ひしたいなと思います。

○佐藤委員 有害鳥獣捕獲について、田んぼや畑、山の持ち主の土地に入ってくるのを防ぎたいというのが一番であって、そういう人たちが免許なしに捕っていいというぐらいにはならないのかなと思っています。目の前で被害が起きているけれども、どうにかしてくれないかとお願ひしても、来てくれず、被害がずっと続いています。自分でどうかしたいという人も多いんですけども、もう思い切ってそういうことができるようにすべきときが来ているんじゃないのかなと思うんです。もうひどいですよ。毎日のように有害鳥獣が田んぼに入り、毎日のように土手を登り、獣道がずっとできている。これだけあるから捕獲してくれというお願ひをしても、もう何年も同じことが続いています。

そういう状況が特に山では多く見受けられるわけですが、有害鳥獣捕獲班の高齢化とか言う

前に、自分の土地を守るために自分で捕獲してもいいというような変化は起きないものでしょうか。

○川畑自然環境課長 自分の土地内で被害がある方は非常につらい思いをされているかと思えます。免許がないと捕獲ができないというのは、法律で決められたこととございまして、これは遵守していただく必要があるかと思えます。そのために捕獲班が許可を受けて捕獲をしている状況とございまして。

現在、それが一部緩和されておまして、自分の所有地内であれば、小型の鳥獣——例えばアナグマとかそういったものであれば捕獲することができるようになっております。

それから、現在はあまり使われておりませんが、囲いわなであれば、許可を受けて自分の敷地内で捕獲できるという制度はございまして。加えまして、先日質問をいただきました、市町村に有害捕獲パトロール員を配置しまして、市町村に配置した職員が、通報があったときに行くような取組を県は支援しているところでございまして。

○佐藤委員 法律は人がつくるものですから、いろいろ緩和したり、新たな法律をつくって自分の山や田んぼは自分で守れるような、そのような変化が必要なときに来ているんじゃないかなと思います。人を当てにしている間にも合わないわけです。先ほど緩和されているということもありましたけれども、もっとその辺りを緩和して、そういう被害を少なくする——いわゆる作物を作る意欲を低下させないという取組が必要であり、時代の流れは変わっているんじゃないかなと思いますので、お願ひしておきます。

○内田委員長 今、豚熱感染でイノシシから出ているというところで、狩猟者の皆さんにて血

液を採取するという協力体制があるかと思いますが、県内全域で安全に採取できるような体制づくりができていのかどうか教えてください。

○川畑自然環境課長 豚熱につきましては、委員長の御指摘のとおり、検査を実施しております。まず死亡したイノシシ等が出ましたら、家畜保健衛生所で検査をやっております。それからモニタリングとしまして、農政部局のほうから県の猟友会のほうに依頼しまして、猟友会が協力し、捕獲したイノシシを検体として提供する仕組みはできております。

○内田委員長 徹底して全頭されているんですか。

○川畑自然環境課長 全頭ではないと思います。予算を確保してやっている検査体制でございますので、その検査を各地域に分配しているような形です。各猟友会支部に幾ら取ってくれというような指示がいつているというように聞いております。

○日高委員 資料28ページの盛土規制法について、これは2年ぐらい前から一般質問でも私はずっと指摘してきたわけで、区域の指定に関して今日説明がありましたが、宮崎県のほぼ全域が指定をされるということになると資料には書かれているものと思っております。

法が施行されたら、いわゆる特定盛土をする中で、土地開発行為が今まで林地開発1万平米だったと思うんですけれども、それが3,000平米まで縮まって、しかも知事の許可が必要になるということもございます。逆に言うと、都市計画区域内で家を建てる時に、例えば盛土で1メートル、切土で2メートルを超えたら知事の許可が必要になるということで、行政側の仕事量が増えるのではないかと思うのですが、その辺の対応というのは、環境森林部でどう考えら

れているのか、お伺いしたいと思います。

○川畑自然環境課長 法の趣旨が、隙間のない規制を行うということございまして、我々は森林を担当しておりますけれども、農地、それから都市部を含めてこの法律ができたところでございます。環境森林部としましても、県土整備部、農政水産部と連携いたしまして規制を強化していく必要があると考えておりまして、今後事務量が増えますけれども、その体制につきまして、今3部で検討を行っているところでございます。

○日高委員 体制というのは非常に重要であって、公共3部でつながりを持ってやっていますとよく聞きますが、お互いの顔も知らないのにどう連携しているんだろうかなと少し不思議に思っています。

公共3部が一体になってこの盛土規制法をやるということは、都市計画法とか、林地開発とか、農地転用とかが一緒になるわけですね。例えば林地開発と都市計画地域が一緒になってやる時もあるんですね。境界線が一緒になるときもある程度あるんですけれども、そういったこともあるんで、かなり高度になってくると思います。また、県知事の許可となると県に責任があり、何かあったら「県は何をやっているんだ」ということにもなりかねません。

既に開発しているところも調査し、どこに問題があるかというところの地質調査までするのは分からないんですけれども、規制法が施行されたら、前よりもずっと厳しくなると思います。私は2年ぐらいずっと考えていました。中途半端に考えていません。県が中心的に、この盛土規制法をしっかりと担っていく、取り締まっていくためには、資料29ページの規制区域の指定の図を見ても、森林が多いことから、環境森

林部が中心になってこの事業を担っていくべきじゃないかなと思っています。

山林というのは、土地所有者との関係でいうと、やはり環境森林部なんですよ。だから、そういったところを、私は環境森林部が中心になってやるべきだというふうに考えているんですが、その辺はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○川畑自然環境課長 今後の体制については、現在検討しているところでございます。現在の方向としましては、環境森林部の技術者、県土整備部の技術者、それから農政水産部の技術者を含めまして、一緒に審査していくような体制で検討しているところでございます。当然、森林が多くございますので、その部分につきましては、環境森林部の職員、技術職員も加わって、規制等に取りかかっていたいと考えているところでございます。

○日高委員 それは以前も答弁をいただきましたので分かっています。どこが主体としてこの事業を引っ張っていくかという話です。

○吉崎環境森林課長 体制というのはすごく大事で、委員のおっしゃることはもっともだと思います。ただ、盛土の場合、委員もおっしゃるとおり、非常に技術的に高度であったりとか、場所によっていろいろ規制の在り方等も異なってきますので、どちらかという、3部で一緒になってどういう体制を組んでいくのかとか、そういうところを現在詰めているようなところなんです。環境森林部、農政水産部、県土整備部とも漏れがなく、きちんと体制を組んでやっていけるような形で今協議をしているところなんです。そこは御理解いただければと思います。

○日高委員 それは分かっているんです。今日初めて言ったわけじゃなくて、2年前からずっ

と言っているんです。技術関係で言うと、県土整備部がやるべきじゃないかという部分も正直あったんですが、説明会などいろいろな形で話を聞いた結果、私的には環境森林部が主体でやるのがよいと思いました。環境森林部長が県土整備部長、農政水産部長を呼んで、環境森林部でしっかり体制をつくってやりたいと、ぜひ協力してくれということ、まず環境森林部長が呼びかけて、やっとそういったものがスタートしていくんじゃないかなと思います。

○長倉環境森林部長 面積的にはやはり森林のほうが多くなっておりまして、森林の分野をきちんとやらないといけないというところは認識しております。

その中で、公共3部の中のこういった体制で盛土規制法の対応を行っていくかについては、組織の在り方というところにも関わってまいりますので、公共3部を含め体制の在り方について検討しているところでございます。今申し上げることはできませんけれども、いずれそういった体制についてお話しできる時が来ましたら、きちんとした対応ということでお話ししたいと思いますので、現時点では御理解いただきたいと思います。

○日高委員 環境森林部が中心となって、県土整備部と農政水産部を束ねてやっていくという気持ちはあるのでしょうか。町なかと違って、森林は見えないところも多くあり、森林所有者と話をするのは相当大変だと思います。そこを公共3部で話し合いながらという、こっちは関係ないとか、こっちはどうなのかとかいう話になるのが大体のパターンです。今日、ほかの委員会でも盛土規制法について報告があると思うんですけれども、絶対、環境森林部が中心で担うべきだと思います。

○長倉環境森林部長 技術職員の数でいいますと、県土整備部が多くなっておりまして、そういった職員の体制の面もございますので、環境森林部が中心になってやりますというところは、現時点では言えないところでございますけれども、委員のお気持ちについては受け止めましたので、今後またその体制についてはしっかり検討してまいります。

○日高委員 担当の副知事は佐藤副知事ですよ。その辺の方ともうまく話して検討しながら、やはりこの部分については、環境森林部が中心になって担うということをお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

○工藤委員 令和5年度大気、水質等の測定結果について、原因と、なぜそこがなっているのか、また、これが今年度だけなのかを含めて、資料があれば後ほど頂けたらと考えております。

○落合環境管理課長 承知いたしました。後ほど資料をお持ちいたします。

○内田委員長 ほかにないでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのほかで何かございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 以上をもちまして、環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時35分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○殿所農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、佐賀県の豚熱について御報告を申し上げます。

6月6日、佐賀県唐津市の野生イノシシで、家畜伝染病である豚熱の感染が確認されました。野生イノシシでの感染は九州で初めての事例であり、ウイルスの感染拡大が懸念されております。

これを受け、県では6月7日に緊急防疫会議を開催するなど、養豚農場における防疫対策の強化や県内へのウイルスの侵入防止について広く周知徹底を図っております。

今後も強い危機感を持ちながら、関係機関等と連携し、養豚農場及び野生イノシシの監視体制をより強化することで、豚熱の発生防止対策に万全を期してまいります。

それでは、常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

本日は、予算議案2件、報告事項3件、その他報告事項1件の御審議をお願いしております。

予算議案は、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」と7日に追加上程しました議案第14号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」の2つであります。

報告事項は、損害賠償を定めたことについて、令和5年度繰越明許費繰越計算書、令和5年度事故繰越し繰越計算書の3件であります。

その他報告事項につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定についてですが、こちらは環境森林部と内容が重複いたしますので、説明は省略いたします。

続いて、3ページを御覧ください。

Iの予算議案についてであります。

まず、おわびと修正をさせていただきます。

常任委員会資料を作成する段階において、補正後の額に議案第14号の額の反映が漏れておりました。修正版を机上配付させていただいております。修正箇所は下線部のとおりでございます。

今後、このようなことがないよう十分な確認を行ってまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、机上配付の修正版を御覧ください。今回の補正予算については、一般会計の補正のみで、表の令和6年度の補正額の欄の上から2番目にありますとおり、議案第1号が1億3,573万5,000円、議案第14号が1,087万5,000円の増額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、その4つ左の欄の補正後の額の一番上にありますとおり430億1,080万2,000円となります。

次に、常任委員会資料4ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてであります。公共土地改良事業について用地交渉及び関係機関との調整等に日時を要したことの理由により7億9,500万円の追加をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。硫黄山河川白濁に伴う農政水産部の対応をまとめたものでございます。

まず、1、緊急的な対応の1つ目の新規事業「硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業」については、生産者の意欲低下の防止や水田の機能維持、飼料供給体制の維持を図るため、緊急的に飼料作物や地力増進作物の作付を支援するもので、今回の追加の補正事業となります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

2つ目については、被害農業者の経営安定化に係る経費を低利で融資する災害資金に、令和6年硫黄山河川白濁に係る農作物等被害を6月3日付で指定したものであります。

次に、2、抜本的な対応につきましては、えびの市など関係機関と一体となり、今後の営農の在り方に関する地域での話し合いを支援し、地元農家の意向を踏まえた対策を実施してまいります。

対策の方向性としましては、水稻作付の継続に向けた用水の確保の検討、高収益作物の作付が可能となる基盤整備、水田の畑地化に取り組むことが考えられます。

6ページからは、6月補正予算事業の説明資料になります。詳細につきましては、この後担当課長から説明いたします。

○内田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○押川農業流通ブランド課長 常任委員会資料6ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1億2,890万8,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり5億9,054万5,000円となります。

7ページを御覧ください。

まず、歳出予算説明資料での説明に当たりましては、左から3番目の欄の事項名で説明させていただきます。また、事項の詳細を説明する場合は、右から2番目の説明及び事業名の欄を用いさせていただきますが、この欄については、説明欄と省略して説明させていただきます。なお、この後各課におきましても同様の説明とさせていただきます。

それでは、主な内容について説明いたします。

1の(事項)新みやざきブランド推進対策事業費の説明欄1、「みやざきブランド「強み」向上支援事業」の600万円です。

本事業は、食の安全・安心の確保や環境に配慮した産地づくりを図るとともに、保健機能食品等の商品化に向けた取組を支援するものであり、みやざきブランドの安全・安心を確保するための残留農薬分析を行う予算について、国庫補助決定に伴い増額するものです。

次の(事項)農産物流通体制確立対策費の説明欄1、「農産物等輸出拡大施設整備事業」の7,300万円です。

本事業は、県産農産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型の処理加工施設等の整備を支援するもので、国の要望調査に対し、事業要望がありましたお茶の加工施設の整備について補正をお願いするものです。

次に、その下の2、「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」、4,990万8,000円です。

本事業は、輸出先国の規制に対応したHACCP等の食品衛生基準を満たすため、食品製造事業者等が行う施設整備を支援するもので、国の要望調査に対し、事業要望がありました畜産関連加工施設の整備について、補正をお願いするものであります。

○白石農産園芸課長 常任委員会資料8ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで388万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄のとおり18億6,379万円となります。

内容につきましては、9ページを御覧ください。

(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費、説明欄1、「みやざき水田農業確立推進体制整備事業」です。

本事業は、国の経営所得安定対策等の制度を活用し、需要に応じた米の生産や地域振興作物の定着・拡大による生産性の高い水田農業経営を確立するために要する事務経費でございます。

なお、今回の補正は、国庫補助の決定に伴い増額するものです。

続きまして、10ページを御覧ください。

追加補正でございます。補正額は、一般会計のみで1,087万5,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄のとおり18億7,466万5,000円となります。

内容につきましては、11ページを御覧ください。

(事項)硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業費の説明欄、新規事業「硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業」でございます。

予算額は1,087万5,000円です。

事業の詳細につきましては、12ページを御覧ください。

本事業は、硫黄山による河川白濁・水質悪化により、一部地域で水稻の作付ができなくなったことから、えびの市と連携し、代替作物の導入などの緊急支援により、生産者の意欲低下の防止、飼料供給体制の維持を図るものでございます。

(1)の事業内容につきましては、13ページ目のポンチ絵を御覧ください。

今回、下段の色枠にあるア～エの4つのメニューにより支援をいたします。

アの飼料作物緊急導入支援では、水稻の作付を予定していた生産者が緊急的に飼料作物へ転換する取組を、その横、イの地力増進作物緊急

導入支援では、排水不良等により代替作物の導入が難しい水田の地力維持・増進の取組を、左下、ウの飼料作物二毛作支援では、新たにもう一作飼料づくりを行う取組を、その横、エの農地保全支援では、次年度の水稲作付を円滑に再開するための農地保全の取組を、それぞれ括弧書きに記載しております単価により支援いたします。

メニューごとの支援額と関連施策を合わせた10アール当たりの生産者の交付額につきましては、14ページを御覧ください。

アの取組メニューでは、主食用米を飼料作物に転換することで、国の戦略作物助成3万5,000円が交付され、赤線枠にある今回の補正事業1万5,000円と赤点線枠にあるえびの市の緊急支援事業1万5,000円を合わせ、6万5,000円が生産者へ交付されることとなります。

同様に、取組メニュー、イでは、地力増進作物の作付で国の産地交付金が2万円以内、えびの市と連携した緊急支援で3万5,000円の合計5万5,000円以内が、ウでは、飼料作物の戦略作物助成3万5,000円に、飼料作物を二毛作することに対する産地交付金が1万円以内で交付されますので、緊急支援の3万円と合わせて7万5,000円以内が、エでは、緊急支援により3万円が交付されます。

12ページにお戻りいただきまして、(3)成果指標といたしまして、水田の耕地面積70ヘクタールの維持と飼料生産量がおおむね維持されることを掲げております。

事業期間は令和6年度でございます。

○梶原担い手農地対策課長 資料15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで294万7,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり31億8,060万1,000円となります。

内容について御説明いたします。16ページを御覧ください。

(事項) 青年農業者育成確保総合対策事業費の説明欄の1、「みやざき農業の未来を切り拓く人材育成カリキュラム強化事業」でございます。

予算額は294万7,000円の増額でございます。

本事業は、就農希望者に対する就農啓発から定着までの総合的な支援や青年農業者の育成を図るものであり、県立農業大学校の有機農業に関するカリキュラムの充実を図るための予算について、国庫補助決定に伴い増額を行うものでございます。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんでしょうか。

○中野委員 資料5ページの硫黄山河川白濁に伴う対応についてお伺いします。まずは、緊急的な対応について感謝を申し上げます。抜本的な対応ということで、「代替水源の対策や畑作化に向けた検討を支援」とありますが、これは県が力強く指導、指示をしていただきたいと思います。

もともと6年前に噴火したときには、新たな水源あるいは用水路を確保するということが、かなりの事業費を費やして予算化もしたんですが、そうならず、だからまたこういう問題になっております。この代替水源の確保を本格的に、県が指導して、そして裏づけをもって対応していただきたいと思います、その取組の決意を部長にお伺いしたいと思います。

○殿所農政水産部長 今委員からお話がありましたように、1はあくまでも緊急的な対応でございますので、2の抜本的な対応のところをえびの市を含め、しっかり関係機関と一緒に取り

組んでいきたいと思っております。

その中で、基本は地元の意向に沿ってということですが、その地元が考え方をまとめる段階で、県やえびの市が入って、そこで専門的なアドバイス等をしっかりやりながら的確な方向に持っていき、そして、対策を練っていききたいと思っております。

前回もいろいろ提案はしましたけれども、なかなかうまくいっていないところもありましたので、その反省も踏まえ、今回しっかり対応していきたいと思っております。

○中野委員 要は長江川、赤子川の水を一滴も取水しないということなんです。そのことでお願いしておきます。

○殿所農政水産部長 今お話がありましたことをしっかり踏まえて対応いたします。

○荒神委員 今、取水の問題が出ましたが、地元の要望等もあるわけですけれども、私は施設を見させていただいたことの第一印象は、これで大丈夫かという印象を持ちました。

というのは、宮崎県の中でも、えびの高原が雨量が一番多く、あの設計をされたことが私は疑問であって、また先々も問題が出るのではというような考えがありました。先日の一般質問でもお話ししたように、群馬県の品木ダムを見たときに、全然スケールも違いますし、また内容も違うかもしれませんけれども、そういうことで印象を持ったかもしれません。

私が思うのは、県やえびの市がそのたびに御苦労をするよりも、群馬県の品木ダムのように国が管理する方法を取っていったほうが、地元の農家、市、県の不安感もある程度は払拭できるのかなと思っており、私はそのような国の管理というほうにも進めていってほしいなと思っています。

○殿所農政水産部長 今の話は、水質改善施設の関係かと思えます。担当としては環境森林部になりますので、水質改善施設を担当する環境森林部、それから営農対策を担当する農政水産部で、どのような対応が可能なのか、国への要望等も含めて、両部でしっかり連携を図って対応してまいります。

○荒神委員 大変期待しておきますので、よろしくをお願いします。

○中野委員 荒神委員が言うとおりです。前は、国は1円も出しておらず、残念でなりません。今回はぜひ環境森林部とも共同で、この農政水産部の事業のことも含めて、国に徹底して要望していただきたいと思えます。やはり国が管理しないと新しい水源の確保も施設の改善もできないと思えますので、ぜひ御努力をよろしくをお願いしておきます。

○内田委員長 ほか、関連はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、委員の皆様にお諮りしますが、質疑が続いているところですので、午後から再開ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、午後1時から再開でよろしくをお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時57分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど御説明いただいた分で質疑がある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料17ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件の専決処分を行いましたので、報告いたします。

事案は、公用車による交通事故1件でございます。

令和5年10月26日、西都市大字岡富436番地北西方約250メートル先の路上において、方向転換を行うため右折して進入し、その後、左後方へ後進したところ、右側前輪が相手方の所有する側溝へ脱輪し、側壁部分を一部損傷させたものでございます。

原因は、職員が十分な周囲の安全確認を怠ったことによるものでございます。

損害賠償額は11万9,900円でございますが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますけれども、今後とも一層の徹底を図られるよう、再発防止に向けて、厳しく指導してまいります。

続きまして、18ページを御覧ください。

令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度に議会において承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので報告いたします。

22ページを御覧ください。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で33事業で、繰越額は133億8,024万2,743円となっております。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機

関との調整等に日時を要したことによるものや、事業主体において事業が繰越しとなることによるものなどがございます。

23ページを御覧ください。

令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてでございます。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で7事業で、繰越額は7億4,109万9,000円となっております。

繰越しの理由といたしましては、入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるものなどがございます。

なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑はありませんか。

○佐藤委員 資料21ページの水産試験場施設整備事業について、少しずれるかもしれませんがけれども、環境農林水産常任委員会の調査で熊野江町の宮崎県水産振興協会へ行きました。施設がかなり老朽化しておりましたが、把握はされていますでしょうか。

○西田水産政策課長 熊野江町の施設の状況につきましては、老朽化している施設もあるということは把握しておりまして、今後必要な検討をしてまいりたいと考えております。

○佐藤委員 さびでかなりぼろぼろで、建物として大丈夫なのかと、耐震的にも、少し揺れたりしたら被害が大きいのかなと思っております。そのあたりもしっかり調査が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○西田水産政策課長 御指摘のとおり、現状把握に努めまして、必要な補修等の検討を行って

まいりたいと思います。

○日高委員 宮崎市の水産試験場を延岡市や日南市へ移して、いろんな形で体制が整って、水産についてもこれからしっかりとやっていくのかなと思って行ったんですけども、あれだけの施設の中で、手を加えるのはほんの一部で、また、先ほど老朽化の話がございましたが、あの状況で果たしていいのでしょうか。現地の方々からも、もっとこの辺をこうしてもらいたかったという意見もかなり出たものですから、その辺をどう考えるかなんですよね。心配しなくてもこれで十分いけるのか、予算がないのでこの程度しかできないとか、その辺について、水産政策課としてどう考えられているのかお聞きいたします。

○西田水産政策課長 現在の計画は、水産試験場の機能を役割分担することによって強化していくという方向で検討されて進めさせていただいているところでございます。

施設の全部を新しく改修する、あるいは建て直すということにはなっておりませんが、試験研究の推進に必要な部分は手当てされている計画になっていると承知しております。その上でまだ老朽化している施設を今後どうしていくかということについては、現場担当者とも意見交換をしながら検討していきたいと思っております。

○日高委員 一番心配なのは、施設の老朽化が稚魚の育成に問題はないのかということです。稚魚を育成する中で、稚魚を移したりするときに、いろいろ不便な部分もあるかと思いますが、その辺もクリアする問題なのでしょうか。現場を見ると、かなり鉄骨もさびていて、屋根に緑が生えているような状況でした。

○西府水産局長 先日は調査をいただいてありがとうございます。委員の御指摘のとおりで、

施設全体がかなり老朽化していて、できるだけ早く計画的に更新をしなければいけないタイミングには来ていると思っております。

特に上屋のほう鉄さびとかで非常に老朽化しているんですが、種苗生産の業務だけを捉えると、水槽施設自体はまだ十分に使えるということで、早々に改修しないと種苗生産に支障を来すというような状況にはありません。

ただ、取水管という水を吸い上げる施設についてはかなり老朽化しているので、今回の整備計画の中に入っております。順次、老朽化しているもの——支障が生じるおそれがあるものから、計画的な整備の検討をしてまいりたいと考えております。

○日高委員 種苗生産の部分は問題ないということで少し安心をしましたので、必要な部分から更新をしていくことを要望したいと思います。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○日高委員 盛土規制法についてお伺いします。

特定盛土規制区域を見ると林地のほうが多いですよね。やはりそういった状況を見ると、環境森林部のほうが十分に役割を果たすのではないかと考えており、先ほどの環境森林部の審査にて、今後の盛土規制法について、環境森林部長が中心でこの事業を行ってくれという話をしました。

これはなぜかという、今までバラバラでやっていたと思いますが、よくよく見ると、やはり環境森林部が中心に立ってやらないといけないなど、2年間ぐらいずっと考え、そこに行き着きました。環境森林部長が中心で、県土整備部長、農政水産部長を呼んで、どういう形にして

いこうかということをやってくださいと要請しました。分かったのか、分かっていないのか曖昧な返答でしたが、環境森林部長から呼ばれると思いますので、農政水産部からもしっかり協力するということを書いてほしいと思うんですが、その辺は部長、どう考えますか。

○殿所農政水産部長 昨年度、環境森林部長でございましたので、複雑な思いでお話を聞いたところでございますが、昨年度も県土整備部と環境森林部と農政水産部で担当者がしっかり集まって議論をしております。どこがやる、どこがやらないとかではなくて、3部でしっかりやりましょうということで、それぞれのいろんな案を持ち寄りながら、これまでも議論しておりました。これからもそれをしっかり継続していくことは大事だと思っておりますので、もう一度、これが終わりましたら、環境森林部、それから県土整備部ともしっかり話をしてまいります。

○日高委員 全く同じ答弁を環境森林部からも受けました。3部まとめて全員でやっていく、それはいいことです。しかし、これは都道府県知事の許可制であり、何かあったら県が責任を負うわけで、また罰則規定もこの法律で新しく出てくることとなり、相当大きなことなんです。都市計画区域で家を建てるのに、大体1メートル上げますが、それも許可制なんです。林地開発は1万平米以上だったけれども、これは3,000平米以上になる——ということは、物すごく大変な事務作業が要ると思うんです。

だから、そこはやはり環境森林部が中心になって2つの部をまとめてくれという話なんです。それを農政水産部長から環境森林部長にしっかり話をしてくれということなんです。

○殿所農政水産部長 今私のほうからどこが中

心になってということをお願いするのは難しいんですが、今お話があったことをしっかり伝えながら話をしてまいります。実は去年も議論の中でどこがリードしていくのかとか、あるいは、例えばですけれども、工事検査というのを3部共管という形でやっていますが、そういうような、どこの部が持つのではなくて、共管すべきじゃないとか、いろんな議論がありました。今委員がおっしゃったような「環境森林部が中心になるべきではないか」というお話もその中に入れ込みながら、しっかり話をしてまいります。

○日高委員 資料25ページの図を見るだけでも、環境森林部が抱える特定盛土規制の区域が多いのは、明らかなんです。技術者がいないということを書いていたのは知っていました。それは分かっているから、県土整備部や農政水産部のほうから入ってきてもらい、それをまとめていくべきであると思います。3部共管という話もありましたが、それでは足りないと思います。知事の許可制で、罰則規定もあるんですよ。これはやはり、部の域を越えて、どこかがリーダーシップを取って、この盛土規制法にしっかりと取り組んでいくことが大事だと思います。

宮崎県は災害が起こりやすく、風水害もいろいろあります。そのため土地に関してしっかりと規制していくということでこの規制法ができたわけですから、その部分についてはしっかりとやっていかないといけないと思います。前回の環境森林部長だから大体分かっていると思うんですが、そこをしっかりと今の環境森林部長に提言してやってください。

○殿所農政水産部長 去年議論をするときも、資料25ページの図を見ますと、緑の部分が多いという面積的な部分の判断と、それから

他県で既にこういった取組を進めているところもあって、例えば森林と農地とそれ以外の宅地でどれぐらいの案件が出てくるかというようなことも調査をしたりしておりました。ちょっと細かい数字は覚えていませんが、こういう面積の考え方、それからどれぐらいの案件が出てくるかということも含めて議論を進めていたところでございます。そういう中で、今、日高委員からありましたように、知事の許可やいろんな罰則もあるということを含めて、面積で考える部分、それから案件数で考える部分、いろいろな要素がありますので、今の御意見もしっかり受け止めて3部で話をしてみたいと思います。

○佐藤委員 今、農家が田植えを終え、田んぼの水の見回り等をやられているところが多いと思うんですけども、田んぼの水を見て回るといって何十年も変わらないような作業を農家はしています。

資料9ページに「みやざき水田農業確立推進体制整備事業」とありますが、水の管理とか、そういうことについて、県は何か考えがあるんですか。田んぼの水回りの省力化について、例えば農機具メーカーとかが営業をかけてきています。スマート農業ということでやるんですけども、平場であれば、水位がこのぐらいあり、それを調整すれば水が流れ込むというのでよいのですが、中山間地域は上から流れてくる水を石とかでせき止めて流し込むので、水がちゃんと水位計まで来るかどうか問題になります。そういうことに関する把握ができていますかどうか、水を取らないと水田は成り立たないんですけども、そういうことに対する支援とか、今後の考えがありましたら教えてください。

○白石農産園芸課長 資料9ページの補正をお願いしている「みやざき水田農業確立推進体制

整備事業」につきましては、WCSが8万円、飼料作物が3万5,000円といった、水活交付金を受けるための事務費でございます。

委員御指摘の水管理の省力化というところにつきましては、スマート農業の推進という切り口で、水田ファームとか、そういったメーカーがいろいろな省力化のシステムを組んで出しておりますけれども、その実証の段階で、水回りをする時間が2割程度削減できたといった、現時点での実証の効果は把握できております。しかしながら、機械が高額で、経営体全体として導入しないと、なかなか費用対効果の観点で、機械を入れたコストを回収するまでには至らないといったところもございますので、そのあたりを見極めながら推進を図っていき、水回りの省力化の方向性を見いだしていきたいと考えております。

○佐藤委員 水回りについては、しっかりやらないと、1日ばかりで田んぼを回っています。一般質問でも言いましたが、高千穂町上野地区下野揚水組合では、田んぼから水を上げて、そのお金をかけた大事な水を漏らさないように、2～3人組になって全部の田んぼを回っているとのことで、その地域の人は、よその田んぼの水の出し入れまで知っとかないといけないのかと、私はびっくりしました。私たちは自分のところの田んぼ以外は水をどこから取って、どのように調整しているかは全然分らないです。そういう特殊な地域もあり、そこまで水を大事にしながら水調整を行っているところもあります。

電気料金のことを質問して、いろいろ考えていただくようにしますよという話をしたところだったんですが、別のところで、県の支援があって、スマートフォンで水を上げ出したという話

を聞きました。川まで下りていかななくてもよくなり、これだけでも大分助かりましたということでした。そういうふうに技術が進歩しているのであれば、どんどん省力化に取り組んでもらわないと、水を見に行っただけで帰ってこず、その人を探しに行かないといけないというような状況が、何年かに一回は起きていますので、ぜひとも力を入れていただきたいと思います。

○日高委員 子牛の競りに行くと、こんな安い値段で何をやっているんだと農家から怒られます。また、先日の調査で小林市のJAに行ったら、赤字で、牛の生産がなくなるということと言われたんですが、基本的に県にはそんな金はないので、この部分は国にお願いするしかないと言うしかないんですね。でも、そういうことを言うと、国任せで県は何もしないというような感じで言われる、そういった実情が今あります。

そういった中、「産地生産基盤パワーアップ事業」というのがあり、積極的にやりたいと言う方がいますが、手続をやっても1年以上は大体かかるからと言われます。認められるかも分からないのに1年後にやっとなんかというのはおかしいよねという話をしたら、農林振興局の方は一生懸命やってくれますと、そこからが問題で、農政水産部に上がると、そこでまた何か言われて差戻しとなる。同じ県——農林振興局なのに、何で本課に上がったなら駄目なのか。そこで時間がかかって遅れるんです、ということらしいんです。その辺がどうなのか、聞いてみたいという点が1つです。また、「産地生産基盤パワーアップ事業」の要件に当てはまらない小規模のところ、うちはぎりぎり駄目と言われたというんですけれども、その辺の救済というのはないのでしょいか。

以前、本県の知事が選挙のときに「産地生産基盤パワーアップ事業」を使ってくださいと発言しており、知事はみんな「産地生産基盤パワーアップ事業」を使えると思っていました。ところが、小規模農家は使えません。農家がすぐに手元にお金ができて、新しい事業を始められる循環にはなっていないと思いますが、その辺をまとめて答弁をお願いいたします。

○白石農産園芸課長 「産地生産基盤パワーアップ事業」につきましては、生産性の向上が要件となっております。生産性を10%上げる、もしくはコストを10%下げるといった、産地のパワーアップ計画というのを策定いたしまして、それに基づく施設導入なり、機械整備を支援する事業でございます。国庫事業でございますので、要件に合うか、あるいはそのパワーアップ計画が説明に耐え得るものになっているかなどの確認を本庁段階でもいたしますので、場合によっては、もう一回、考えをちゃんと組み立ててくれというような差戻しがある場合もございます。そういったところで時間を要しているのかもしれない。

国庫事業に該当しないものにつきましては、どの部分を県単事業で救うべきものか——毎年の新規事業の構築の際に、国庫事業で対応する分野、県単事業で対応する分野、事細かに精査をいたしまして、必要な部分は県単事業の予算の範囲で措置をしている状況でございます。

○日高委員 手続してから、認可が下りるまでに本当に1年ぐらいかかるんですか。それが本当だったら、よっぽどだなと思います。その辺の何か情報とかはないでしょうか。

○白石農産園芸課長 国のほうが事業の要望を取りまとめるのが年に1回でございますので、申請のタイミングとしては年に1回でございます。

す。予算の残があれば2回目の追加要望、3回目の追加要望という場合もございますが、年に1回、そのタイミングを取りに行くというのが基本的な流れではございます。

○日高委員 1年以上かかるというのは、国の申請が年に1回だからということで、早い人は早いけれども、遅い人は1年かかりますよというような意味ですかね。そのように説明してよいでしょうか。事業が終わった時点で申請するから1年後になると。でも、現地の農家の人たちは、農政水産部が止めて、農林振興局が参っていると言われるんです。この件については、後で次長にお聞きしますので結構です。

また、国庫事業から外れた場合の国の小規模の事業はないんでしょうか。国の事業にはないから県単事業でやるしかないということですね。国庫事業から外れた小規模農家の生産性を上げていこうという挑戦に対しての支援はないと、それは少し違うのかなと思います。これについてもまた後で次長にお聞きしますので結構です。

話は変わりますが、盛土規制法について、よく考えたら、逆に農政水産部が中心になってやってもいいんです。前の環境森林部長ですから。逆に、県土整備部には安請け合いはするなと言いましたので、絶対受けないですよ。だから、しっかりとその辺も含めてやってほしいなということをお願いいたします。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時33分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、20日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時からとしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 何もないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後1時33分散会

令和6年6月20日(木曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	内田	理佐
副委員	長	永山	敏郎
委員		中野	一則
委員		日高	博之
委員		佐藤	雅洋
委員		荒神	稔
委員		工藤	隆久
委員		脇谷	のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村	竜史
議事課主任主事	青野	奈月

○内田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括採決がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第12号及び議案第14号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第12号及び議案第14号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時5分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきまして、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については、継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、7月17日水曜日に予定されております閉会中の委員会につきましては、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月17日水曜日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、7月30日から8月1日に予定されております県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時36分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきまして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 最後に、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 内 田 理 佐

